

第 359 回(令和4年9月)定例会  
会派提案意見書案等整理表

令和4年10月13日

番号	件名	提出 会派	案に対する態度						摘要
			自	兵	民	公	共	維	
意 1	部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書	自	—	○	△	○	△	○	
意 2	空き家対策の強化等を求める意見書	自	—	○	△	○	△	○	
意 3	スタートアップの創出・育成のための支援の強化を求める意見書	兵	○	—	○	○	△	○	
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書	兵	△	—	△	△	△	△	
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための対策強化を求める意見書	民	○	○	—	△	△	○	
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見書	民	×	△	—	○	△	△	
意 7	女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書	公	○	○	○	—	○	○	
意 8	医師確保対策の充実を求める意見書	公	○	○	○	—	△	○	
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書	維	△	○	△	○	○	—	
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書	維	△	○	○	△	△	—	
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共	×	×	○	×	—	×	
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書	共	×	△	△	△	—	△	

備考 ○：概ね原案どおり賛成 △：修文のうえ賛成 ×：当該案に反対 —：自会派提案

第 359 回(令和4年9月)定例会  
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	部活動の地域移行に対する必要な 予算措置等を求める意見書	自	—	
意 2	空き家対策の強化等を求める意見 書	自	—	
意 3	スタートアップの創出・育成のため の支援の強化を求める意見書	兵	○	概ね原案どおり賛成
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政 支援を求める意見書	兵	△	・財政支援は行われているため、「拡充」 を追記。 ・部活動の地域移行については、意見書 1 と内容が重複しているため、該当箇所を削 除。
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被 害者救済を図るための対策強化を 求める意見書	民	○	
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見 書	民	×	・趣旨には賛同するが、内容が総花的であ り、重点化すべきと考える。 ・過去にも同趣旨の意見書を提出してい ることは認識しているが、意見書本来の趣 旨にそぐわないため、当該案に反対。意見 書提出のあり方を見直すべきである。
意 7	女性デジタル人材育成を強力に推 進するための支援を求める意見書	公	○	概ね原案どおり賛成
意 8	医師確保対策の充実を求める意見 書	公	○	概ね原案どおり賛成
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の 継続を求める意見書	維	△	・混合診療は一定の制度に落ち着いてお り、制度の抜本的な例外は認められないた め、該当箇所を削除。
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準 制定を求める意見書	維	△	・シートベルトの着用は、送迎バス置き去 りに直接的な関係はなく、置き去りを防止 する安全装置の設置については、政府によ り義務化の方針が決定したため、該当箇所 を削除。

第 359 回(令和4年9月)定例会  
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与型奨学金については、一定の条件を理解した上で借りているものであり、どこかの時点で返済を免除することは、既に返済をしてきた者との不公平が生じる。</li> <li>・給付型奨学金制度の拡充等なら理解はできるが、現代の徳政令となる意見書の趣旨には賛同できないため、当該案に反対。</li> </ul>
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書	共	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数学級の導入については、財政面や施設整備、教員確保の問題があり、それに相応する教育的効果については、まずは35人学級で実証すべきである。</li> <li>・小学校では、義務標準法の改正により、35人学級の導入を段階的に進めており、中学校を含め、35人学級等の効果検証に必要な実証研究を実施しているところである</li> <li>・教育的効果について不明の30人学級、20人学級の導入については、35人学級の効果検証を踏まえ、検討すべきものであるため、当該案に反対。</li> </ul>

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 -:自会派提案

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## 教員の多忙化対策に係る国の財政支援の拡充を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まり、地域の教育力の低下等を背景に、教育現場における課題は一層複雑化・多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場におけるコロナ対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教員は、教科指導や教育指導等の本来の職務を遂行するために多忙を極めている。

また、教員の多忙化により、教員志望者が減少し、退職者の代替や非常勤講師が配置できないなど教員不足が深刻化しており、教員一人当たりの負担が更に大きくなるといった負の連鎖も生じている。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員が子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、下記事項について強く要望する。

## 記

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。
- 2 部活動指導員配置等への財政措置を拡充するとともに、令和5年度から段階的に始まる休日の部活動の地域移行については、運営に要する経費に対し必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## 高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書

令和4年4月より生殖補助医療（いわゆる不妊治療）が保険適用となった。これにより利用者負担の軽減につながっている一方で、一律の保険点数制度により成功率にかかわらず診療報酬が一律となり、機材や技術の付加価値が評価されない制度となっている。

~~また、プラスアルファで高度な治療法を受けようとするといわゆる混合診療の問題で治療のすべてが全額自己負担となり、特定不妊治療助成制度は保険適用化によって終了しているため、かえって自己負担が増えるケースもでてくることとなっている。~~

よって国におかれては、~~下記事項について実現されるよう強く要望する。~~

## 記

- ~~1~~ 不妊治療が保険適用となったことで支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成の再開を検討すること **を強く要望する。**
- ~~2~~ **不妊治療分野におけるいわゆる混合診療に対する保険適用を速やかに認めること**

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## 児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。また、本年9月にも静岡県で同様の事案が発生している。児童生徒を送迎するスクールバスの運転手及び添乗員には、現状、安全研修の義務が無い。また、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車ではシートベルトの設置も免除されている状況である。

幼児自らベルトの着脱が難しいため緊急時の脱出が困難なこと、幼児の体格は年齢によって様々であり一定の座席ベルトの設定が困難であること、同乗者の着脱補助作業が発生することからシートベルトの設置が免除されているが、時代の変化とともに乗用車の後席座席ベルトの着用が義務付けられるなど安全に対する考え方もより高度になっている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

**記**

- 1 児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び添乗職員への安全研修などを義務付けることを強く要望する。
- 2 幼児専用車のシートベルト設置免除について、一定の年限を設定しシートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 359 回(令和4年9月)定例会  
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：自民党兵庫】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	部活動の地域移行に対する必要な 予算措置等を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 2	空き家対策の強化等を求める意見 書	自	○	原案どおり賛同する。
意 3	スタートアップの創出・育成のため の支援の強化を求める意見書	兵	—	—
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政 支援を求める意見書	兵	△	自民党の意見書1と一部内容が重複して いるため、部活動の財政措置に関する文言 を削除し、修文（スクール・サポート・ス タッフのみについて記載）。
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被 害者救済を図るための対策強化を 求める意見書	民	○	原案どおり賛同する。
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見 書	民	△	次のとおり修正すべき。 ・文中に「地方財政」を修飾する文言とし て「自律的な」を追記。 ・要望事項として、今後の財政負担が懸念 されるため、「地方公務員の定年年齢の引 上げの円滑な制度移行に向け、地方の財政 負担が新たに生じないように、所要の地方財 政措置を講じること。」を追記。
意 7	女性デジタル人材育成を強かに推 進するための支援を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意 8	医師確保対策の充実を求める意見 書	公	○	原案どおり賛同する。
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の 継続を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準 制定を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共	×	次の理由から賛同できない。 ・奨学金返済免除は、実質の教育費無償化 につながるため、慎重な議論が必要。

第 359 回(令和4年9月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：自民党兵庫】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書	共	△	次のとおり修正すべき。 ・政府方針では、中学校を含め検討するとされており、高校は含めず中学校を対象とする内容に修文。 ・小学校だけでは不十分とする文言は、あえて記載する必要はないと考えるため削除。 ・身体的な距離に関する文言は、教育的効果が主な理由と考えるため削除。 ・「欧米の標準となる20人」の文言は、欧米の標準による必要はないと考えるため、削除。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 -:自会派提案

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## 教員の多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まり、地域の教育力の低下等を背景に、教育現場における課題は一層複雑化・多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場におけるコロナ対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教員は、教科指導や教育指導等の本来の職務を遂行するために多忙を極めている。

また、教員の多忙化により、教員志望者が減少し、退職者の代替や非常勤講師が配置できないなど教員不足が深刻化しており、教員一人当たりの負担が更に大きくなるといった負の連鎖も生じている。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員が子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、**スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ることを下記事項について強く要望する。**

## 記

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。**
- 2 一部活動指導員配置等への財政措置を拡充するとともに、令和5年度から段階的に始まる休日の部活動の地域移行については、運営に要する経費に対し必要な予算措置を講じること。**

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体では、医療・福祉など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、昨今の増大・複雑化する行政需要への対応が求められている一方で、公的サービスを担う人材不足の深刻化・職員の疲弊といった問題が生じている。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症への対策、多発する大規模自然災害や原油価格・物価の高騰への対応など、緊急の対応を要する課題に直面しており、これらの抜本的解決に向けて、更なる地方財政の充実・強化が不可欠な状況となっている。

よって、国におかれては、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、**自律的な**地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を強く要望する。

## 記

- 1 社会保障、感染症対策、防災・減災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、保健所体制・機能の強化、子育て支援、児童虐待対策、地域医療の確保、高齢者・障がい者福祉、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、持続可能な地域社会を維持・活性化させ、少子化に歯止めをかけるため、財源の確保はもとより、増額も含め検討すること。
- 4 **地方公務員の定年年齢の引上げの円滑な制度移行に向け、地方の財政負担が新たに生じないように、所要の地方財政措置を講じること。**
- 5-4 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源の確保を図ること。
- 6-5 デジタル・ガバメント推進や脱炭素化をはじめとした社会構造の転換に向けては、地域の実情に即した継続的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

中学~~高~~校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書

少人数学級への国民的な運動がひろがり、国は、2021年、40年ぶりに義務標準法に規定する学級編制の標準を改正し、段階的に、小学校6年生までの35人学級を実現に踏みだした。

~~しかし、小学校だけ、5年かけて実現するというだけでは、不十分である。~~教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキンググループ第1回合意文書では、「児童生徒と教員が接する時間を多く確保できている」「児童一人ひとりの状況を把握しやすい」「教員の負担軽減にもつながっている」「学校生活において落ち着いた生活を送れている」などと少人数学級の効果について述べている。このことは、中学~~、高校~~でも指摘されている効果である。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業のありかたを変える、学級の雰囲気落ちつき安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性がうまれるなど、教育に新しい可能性をもたらすものである。

昨年、閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、公立中学校への少人数学級の導入を検討することなどが新たに盛り込まれ、当時の文部科学大臣も、中学での少人数学級の実施に意欲を示していた。~~教育的効果とともに、コロナ禍における身体的距離を保つために、身体の大きな中学、高校でこそ少人数学級にすることは、喫緊の課題である。~~

以上のことから、国においては、小学校での35人学級を早期に実現するとともに、中学~~、高校~~でも早期に35人学級を実現し、より教育的効果の高い30人~~、欧米の標準となる20人~~学級への道をひらくことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	部活動の地域移行に対する必要な 予算措置等を求める意見書	自	△	次の通り修文すべき (修正案は別紙参照) 趣旨が伝わりやすいよう修文
意 2	空き家対策の強化等を求める意見 書	自	△	次の通り修文すべき (修正案は別紙参照) 趣旨が伝わりやすいよう修文
意 3	スタートアップの創出・育成のため の支援の強化を求める意見書	兵	○	概ね原案どおり賛成
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政 支援を求める意見書	兵	△	次の通り修文すべき (修正案は別紙参照) 多忙化から教員志望者が減り、教員不足に なるという流れではないことから、修文
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被 害者救済を図るための対策強化を 求める意見書	民	—	
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見 書	民	—	
意 7	女性デジタル人材育成を強力に推 進するための支援を求める意見書	公	○	概ね原案どおり賛成
意 8	医師確保対策の充実を求める意見 書	公	○	概ね原案どおり賛成
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の 継続を求める意見書	維	△	次の通り修文すべき (修正案は別紙参照) まずは、保険適用医療の拡大を検討すべき
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準 制定を求める意見書	維	○	概ね原案どおり賛成
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共	○	概ね原案どおり賛成
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本 格的な実施を求める意見書	共	△	次の通り修文すべき (修正案は別紙参照) 20人学級について、直ちにではなく、将来 的な実現を目指すものとする修文

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(自由民主党)

## 部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書

学校における部活動は、**学級・学年単位教科学習**とは異なる集団での活動を通じて**た人間形成の機会や、**多様な**子ども生徒**が活躍できる場である。しかし、**子どもの人数生徒数**の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行により、部活動の**小規模化人数が揃わない**、希望する部活動が**設置**できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

一方、これまで部活動は、**教員教師**による献身的な**指導勤務**の下で成り立っており、休日を含め長時間勤務の要因であった。また、指導経験のない**教員教師**にとっては多大な負担であるとともに、**子どもたち生徒**にとっても望ましい指導を受けられない等の弊害が生じている。

そのような状況の中、文科省においては、持続可能な部活動と**教員教師**の負担軽減の両方を実現できる改革が必要として、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を示し、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」において、令和5年度から令和7年度末を目途に、休日の部活動を段階的に地域移行することが提言された。

しかし、地域におけるスポーツ団体・施設等の活動環境の整備、専門性や資質を有する指導者の確保、**「兼職兼業」のあり方**、会費や使用料等の費用負担のあり方、関連諸制度の整備等、部活動の地域移行に対する課題は多く、各地方自治体に対する十分な予算措置が求められている。

よって、国におかれては、休日の部活動の段階的な地域移行を始めるにあたり、具体的な制度設計の提示及び必要な予算措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

## 空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少や家族構成の変化等により、空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理がされていない空き家は、周辺への安全性の問題や公衆衛生の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成 30 年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は 848 万 9 千戸、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 13.6%で、そのうち、別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期にわたって人が居住していない空き家等その他の住宅は 348 万 7 千戸と、いずれも過去最高であった。

平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となったが、所有者が不明の場合に略式代執行により行う除却等については、市町の財政的な負担が大きく、適切に対応しきれていないのが現状である。

また、特定空家等で勧告されたものについては、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外措置がなされることになったが、勧告されていないものについては、適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しいといった問題もある。

よって、国におかれては、空き家対策を強化するとともに、特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助を現行の 2 / 5 から拡充すること。また、空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空き地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 所有者不明空家等（土地含む）の財産管理人選任申立てにかかる予納金に対し、跡地の利用を問わず財政支援を行うこと。
- 3 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、市町が適切に住宅用地特例を解除できるよう居住実態がなくなってからの期間等の具体的な基準を明確にするなどの居住実態がなくなってからの期間など具体的な基準を示した上で、市町が積極的に住宅用地特例を解除できるよう制度改正を行うこと。また、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

教職員~~の~~多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まり、地域の教育力の~~変容低~~平等を背景に、~~学校教育~~現場における課題は一層複雑化・多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場における~~感染~~症~~コロナ~~対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教職員は、~~中教~~審答申にあるように、~~本来の業務以外も行わざるをえない状況にあり、教科指導や教育指導等の本来の職務を遂行するために~~多忙を極めている。

また、~~教職員の未配置問題が深刻化し、代替教職員や加配教職員等が配置されず、教職員一人あたりの負担が大きくなっている。さらに、教員の多忙化により、教員志望者が減少している。教員の多忙化により、教員志望者が減少し、休職者の代替や非常勤講師が配置できないなど教員不足が深刻化しており、教員一人当たりの負担が更に大きくなるといった負の連鎖も生じている。~~

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員が子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。
- 2 部活動指導員配置等への財政措置を拡充するとともに、令和5年度から段階的に始まる休日の部活動の地域移行については、運営に要する経費に対し必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書

令和4年4月より生殖補助医療（いわゆる不妊治療）が保険適用となった。これにより利用者負担の軽減につながっている一方で、一律の保険点数制度により成功率にかかわらず診療報酬が一律となり、機材や技術の付加価値が評価されない制度となっている。

また、プラスアルファで高度な治療法を受けようとするといわゆる混合診療の問題で治療のすべてが全額自己負担となり、特定不妊治療助成制度は保険適用化によって終了しているため、かえって自己負担が増えるケースもでてくることとなっている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 不妊治療が保険適用となったことで支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成の再開を検討すること
- 2 不妊治療分野における いわゆる混合診療に対する保険適用 医療の拡大を速やかに 検討する認めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

### 中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書

少人数学級への国民的な運動がひろがり、国は、2021年、40年ぶりに義務標準法に規定する学級編制の標準を改正し、段階的に、小学校6年生までの35人学級を実現に踏みだした。

しかし、小学校だけ、5年かけて実現するというだけでは、不十分である。教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキンググループ第1回合意文書では、「児童生徒と教員が接する時間を多く確保できている」「児童一人ひとりの状況を把握しやすい」「教員の負担軽減にもつながっている」「学校生活において落ち着いた生活を送れている」などと少人数学級の効果について述べている。このことは、中学、高校でも指摘されている効果である。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業のありかたを変える、学級の雰囲気落ちつき安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性がうまれるなど、教育に新しい可能性をもたらすものである。

昨年、閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、公立中学校への少人数学級の導入を検討することなどが新たに盛り込まれ、当時の文部科学大臣も、中学での少人数学級の実施に意欲を示していた。教育的効果とともに、コロナ禍における身体的距離を保つために、身体の大きな中学、高校でこそ少人数学級にすることは、喫緊の課題である。

以上のことから、国においては、小学校での35人学級を早期に実現するとともに、中学、高校でも早期に35人学級を実現し、より教育的効果の高い30人、**将来的に**欧米の標準となる20人学級への道をひらくことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【会派名：公明党・県民会議】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	部活動の地域移行に対する必要な 予算措置等を求める意見書	自	○	原案のとおり賛同
意 2	空き家対策の強化等を求める意見 書	自	○	原案のとおり賛同
意 3	スタートアップの創出・育成のため の支援の強化を求める意見書	兵	○	原案のとおり賛同
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政 支援を求める意見書	兵	△	意見書 1 の部活動指導員の予算措置と重 複する部分を踏まえ修文
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被 害者救済を図るための対策強化を 求める意見書	民	△	記以下が被害の未然防止対策と相談対策 の内容のため修文
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見 書	民	○	原案のとおり賛同
意 7	女性デジタル人材育成を強力に推 進するための支援を求める意見書	公	—	
意 8	医師確保対策の充実を求める意見 書	公	—	
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の 継続を求める意見書	維	○	原案のとおり賛同
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準 制定を求める意見書	維	△	国の安全装置取り付け義務化や安全管理 マニュアル作成の方針を踏まえ修文
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共	×	下記の理由から反対 ・国は2024年度から給付型奨学金の要件 緩和を含めた見直しを目指すとしている。 また、奨学金は貸与した学生からの返還金 が次世代の学生達の奨学金の原資になっ ており、返済免除は奨学金を利用してい ない学生との公平性の面からも問題がある。
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本 格的な実施を求める意見書	共	△	県の要望を踏まえ修文

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## 教員の多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まり、地域の教育力の低下等を背景に、教育現場における課題は一層複雑化・多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場におけるコロナ対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教員は、教科指導や教育指導等の本来の職務を遂行するために多忙を極めている。

また、教員の多忙化により、教員志望者が減少し、休職者の代替や非常勤講師が配置できないなど教員不足が深刻化しており、教員一人当たりの負担が更に大きくなるといった負の連鎖も生じている。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員の負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ることをが子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、下記事項について強く要望する。

## 記

1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。

2 一部活動指導員配置等への財政措置を拡充するとともに、令和5年度から段階的に始まる休日の部活動の地域移行については、運営に要する経費に対し必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

霊感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための  
対策強化を求める意見書

宗教や霊といった超自然的なものを悪用し、人を心理的な不安に陥れて金員を出させる霊感・霊視商法の被害が後を絶たない。

「先祖の霊がついている」、「先祖や水子のたたり」等と語り、不安な心理状態に陥れ、畏怖させ、それにつけ込んで、印鑑、壺、掛け軸などを法外な金額で売りつけたり、それから救われるためには祈祷をする必要があるとあって法外な祈祷料を支払わせるなど、多様な手口が明らかになっている。

「全国霊感商法対策弁護士連絡会」によると、全国の弁護士団に寄せられた相談件数は1987～2021年で2万8236件、被害額は約1181億円であり、消費者センター等への相談件数やその被害額を合わせると、被害の実態はさらに甚大なものになる。

霊感・霊視商法の被害は立証が困難で、解決にも費用と時間がかかる場合が多いとされるため、表面化していない被害も巨大で、史上最大の消費者被害とさえ言われる。

霊感・霊視商法による被害を未然に防ぐための対策と被害者に対する相談体制を強化するとともに、被害者には精神的、経済的な救済策を講じることが求められている。

よって、国におかれては、国民生活の実態に即した対策を適時に講じるため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 霊感・霊視商法による被害を未然に防止するため、消費者啓発事業を強化すること。
- 2 霊感・霊視商法による被害に適切に対応するため、地方における消費生活センターの機能強化及び消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援を拡充すること。
- 3 霊感・霊視商法の被害情報を集約し、適切な対応が迅速にとることができるよう、新たな法整備を研究すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## 児童生徒用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。また、本年9月にも静岡県で同様の事案が発生している。児童生徒を送迎するスクールバスの運転手及び同乗する職員添乗員には、現状、安全研修の義務が無い。また、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車ではシートベルトの設置も免除されている状況である。

幼児自らベルトの着脱が難しいため緊急時の脱出が困難なこと、幼児の体格は年齢によって様々であり一定の座席ベルトの設定が困難であること、同乗者の着脱補助作業が発生することからシートベルトの設置が免除されているが、時代の変化とともに乗用車の後席座席ベルトの着用が義務付けられるなど安全に対する考え方もより高度になっている。

よって国におかれては、児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び同乗する職員への安全研修や安全装置の設置などを義務づけるよう下記事項について実現されるよう強く要望する。

## 記

- 1 児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び添乗職員への安全研修などを義務付けること
- 2 幼児専用車のシートベルト設置免除について、一定の年限を設定しシートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

## 中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書

少人数学級への国民的な運動がひろがり、国は、2021年、40年ぶりに義務標準法に規定する学級編制の標準を改正し、段階的に、小学校6年生までの35人学級を実現に踏みだした。

しかし、小学校だけ、5年かけて実現するというだけでは、不十分である。教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキンググループ第1回合意文書では、「児童生徒と教員が接する時間を多く確保できている」「児童一人ひとりの状況を把握しやすい」「教員の負担軽減にもつながっている」「学校生活において落ち着いた生活を送れている」などと少人数学級の効果について述べている。このことは、中学、高校でも指摘されている効果である。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業のありかたを変える、学級の雰囲気落ちつき安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性がうまれるなど、教育に新しい可能性をもたらすものである。

昨年、閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、公立中学校への少人数学級の導入を検討することなどが新たに盛り込まれ、当時の文部科学大臣も、中学での少人数学級の実施に意欲を示していた。教育的効果とともに、コロナ禍における身体的距離を保つために、身体の大きな中学、高校でこそ少人数学級にすることは、喫緊の課題である。

以上のことから、国においては、小学校での35人学級を早期に実現するとともに、中学、高校でも早期に35人学級を実現するも、より教育的効果の高い30人、欧米の標準となる20人学級への道をひらくことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【会派名： 日本共産党 】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	部活動の地域移行に対する必要な 予算措置等を求める意見書	自	△	教育者としての資質など、若干加筆した。
意 2	空き家対策の強化等を求める意見 書	自	△	空き家の有効利用など項目を増やした。
意 3	スタートアップの創出・育成のため の支援の強化を求める意見書	兵	△	若干の修文。
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政 支援を求める意見書	兵	△	定数の改善や教員を増やす、観点から項目 を加えた。
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被 害者救済を図るための対策強化を 求める意見書	民	△	例として旧統一協会を加筆と項目を加え、 被害者救済という面で文言を修正した。
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見 書	民	△	若干の修文。
意 7	女性デジタル人材育成を強力に推 進するための支援を求める意見書	公	○	
意 8	医師確保対策の充実を求める意見 書	公	△	地域枠設定の要因を厳格化するとどうなる かという文言がないため、加筆した。
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の 継続を求める意見書	維	○	
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準 制定を求める意見書	維	△	送迎バス内に児童が取り残された事案に 対して、取り残さないための対策が書かれ ていないため、文言を加えた。
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共	—	
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本 格的な実施を求める意見書	共	—	

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面で示し願います。

意見書案 第 号

(自由民主党)

部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書

学校における部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。しかし、生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行により、部活動の人数が揃わない、希望する部活動ができないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

一方、これまで部活動は、教師による献身的な勤務の下で成り立っており、休日を含め長時間勤務の要因であった。また、指導経験のない教師にとっては多大な負担であるとともに、生徒にとっても望ましい指導を受けられない等の弊害が生じている。

そのような状況の中、文科省においては、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要として、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を示し、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」において、令和5年度から令和7年度末を目途に、休日の部活動を段階的に地域移行することが提言された。

しかし、地域におけるスポーツ団体・施設等の活動環境の整備、専門性や**教育者としての**資質を有する指導者の確保、会費や使用料等の費用負担のあり方、関連諸制度の整備等、部活動の地域移行に対する課題は多く、**拙速にするのではなく、**各地方自治体に対する十分な予算措置**と体制**が求められている。

よって、国におかれては、休日の部活動の段階的な地域移行を始めるにあたり、具体的な制度設計の提示及び必要な予算措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

## 空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少や家族構成の変化等により、空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理がされていない空き家は、周辺への安全性の問題や公衆衛生の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成 30 年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は 848 万 9 千戸、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 13.6%で、そのうち、別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期にわたって人が居住していない空き家等その他の住宅は 348 万 7 千戸と、いずれも過去最高であった。

平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となったが、所有者が不明の場合に略式代執行により行う除却等については、市町の財政的な負担が大きく、適切に対応しきれていないのが現状である。

また、特定空家等で勧告されたものについては、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外措置がなされることになったが、勧告されていないものについては、適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しいといった問題もある。

よって、国におかれては、空き家対策を強化するとともに、特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助を現行の 2 / 5 から拡充すること。また、空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空き地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 所有者不明空家等（土地含む）の財産管理人選任申立てにかかる予納金に対し、跡地の利用を問わず財政支援を行うこと。
- 3 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、居住実態がなくなつてからの期間など具体的な基準を示した上で、市町が積極的に住宅用地特例を解除できるよう制度改正を行うこと。また、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと。
- 4 空き家を有効に活用できるようにすることが重要で、現存する住宅資源を生かすことを促進し、中古住宅の流通をやすくできる施策の拡充へ税財政制度を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## スタートアップの創出・育成のための支援の強化を求める意見書

我が国における新たな産業や雇用の創出、産業競争力の強化、地域経済の活性化、そして社会課題の解決には、スタートアップにより生み出されるイノベーションが必要であり、スタートアップの育成支援が求められる。

国では、本年をスタートアップ創出元年と位置づけ、年末までに育成のための5か年計画を策定し、大規模なスタートアップの創出に取り組むとされている。

本県は、国が推進するスタートアップ・エコシステム拠点都市構想において、世界に肩を並べる「グローバル拠点都市」に選定されており、神戸市と連携してファンドを設立するなど、スタートアップ支援の充実を図っている。

更に今年度からは、社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成する「ひょうごスタートアップアカデミー」を始めるなど、起業支援や人材育成等に取り組んでいるが、スタートアップの創出・育成には、これらの取組の継続や強化が必要であり、国による一層の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、我が国の経済成長や社会課題の解決に向けての大きな役割が期待されるスタートアップの創出・育成に向けて、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 地方自治体を実施するスタートアップ創出や育成のための施策に対して、継続的な支援の充実・強化を図ること。
- 2 グローバル拠点都市の自治体を実施するスタートアップ創出・支援施策に対して、自由度の高い交付金制度を創設すること
- 3 スタートアップ創出に資する人材育成や投資環境の整備、規制緩和を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## 教員の多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まり、地域の教育力の低下等を背景に、教育現場における課題は一層複雑化・多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場におけるコロナ対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教員は、教科指導や教育指導等の本来の職務を遂行するために多忙を極めている。

また、教員の多忙化により、教員志望者が減少し、休職者の代替や非常勤講師が配置できないなど教員不足が深刻化しており、教員一人当たりの負担が更に大きくなるといった負の連鎖も生じている。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、8時間労働に収まるよう教職員定数の抜本増含め、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員が子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、下記事項について強く要望する。

## 記

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。
- 2 教職員定数の抜本増と合わせて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを定数化して多様な教職員が学校を支えるようにすること。
- 3-2 部活動指導員配置等への財政措置を拡充するとともに、令和5年度から段階的に始まる休日の部活動の地域移行については、指導者の資質を確保することや運営に要する経費に対し必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

霊感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための  
対策強化を求める意見書

宗教や霊といった超自然的なものを悪用し、人を心理的な不安に陥れて金員を出させる旧統一協会などの霊感・霊視商法の被害が後を絶たない。

「先祖の霊がついている」、「先祖や水子のたたり」等と語り、不安な心理状態に陥れ、畏怖させ、それにつけ込んで、印鑑、壺、掛け軸などを法外な金額で売りつけたり、それから救われるためには祈祷をする必要があるとあって法外な祈祷料を支払わせるなど、多様な手口が明らかになっている。

「全国霊感商法対策弁護士連絡会」によると、全国の弁護団に寄せられた相談件数は1987～2021年で2万8236件、被害額は約1181億円であり、消費者センター等への相談件数やその被害額を合わせると、被害の実態はさらに甚大なものになる。

霊感・霊視商法の被害は立証が困難で、解決にも費用と時間がかかる場合が多いとされるため、表面化していない被害も巨大で、史上最大の消費者被害とさえ言われる。

霊感・霊視商法による被害を未然に防ぐための対策を強化するとともに、被害者には精神的、経済的な救済策を講じることが求められている。

よって、国におかれては、国民生活の実態に即した対策を適時に講じるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 これまでの被害発生は、明らかに政治、行政の不備不作為である。被害実態の把握を早急に進めるとともに、まずは現行法制度を最大限活用し、弾力的な救済をおこなうこと。適切な対応が迅速にとることができるよう、新たな法整備を研究すること。
- 2 多くの政治家が、統一協会の「広告塔」として利用され、被害を拡大してきている。政治家との結びつきなどについて調査をおこない、関係をたちきること。
- 3-1 霊感・霊視商法による被害を未然に防止するため、消費者啓発事業を強化すること。
- 4-2 霊感・霊視商法による被害に適切に対応するため、地方における消費生活センターの機能強化及び消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援を拡充すること。
- 3 霊感・霊視商法の被害情報を集約し、適切な対応が迅速にとることができるよう、新たな法整備を研究すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体では、医療・福祉など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、昨今の増大・複雑化する行政需要への対応が求められている一方で、公的サービスを担う人材不足の深刻化・職員の疲弊といった問題が生じている。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症への対策、多発する大規模自然災害や原油価格・物価の高騰への対応など、緊急の対応を要する課題に直面しており、これらの抜本的解決に向けて、更なる地方財政の充実・強化が不可欠な状況となっている。

よって、国におかれては、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を強く要望する。

## 記

- 1 社会保障、感染症対策、防災・減災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、保健所体制・機能の強化、子育て支援、児童虐待対策、地域医療の確保、高齢者・障がい者福祉、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、持続可能な地域社会を維持・活性化させ、少子化に歯止めをかけるため、財源の確保はもとより、増額も含め検討すること。
- 4 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源の確保を図ること。
- 5 **デジタル・ガバメント推進や**脱炭素化をはじめとした社会構造の転換に向けては、地域の実情に即した継続的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

## 医師確保対策の充実を求める意見書

コロナ禍で繰り返している医療逼迫の背景にあるのが、絶対的な医師不足であり、日本の臨床医は、OECD加盟国の単純平均より約13万人も少ないのが実態である。47都道府県すべてがOECD平均を下回っており、絶対的不足を解決しないままでは、地域間での“医師の取り合い”になるだけである。

また、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている医学部の地域枠の入学定員は、2021年度まで都道府県に一律に毎年原則10名を上限とされていたが、地域における医師不足、診療科偏在の問題は解消されていない。さらには新型コロナウイルス感染症への対応により、全国では依然として医療状況は逼迫しており、地域における医師不足の状況はさらに深刻さを増している。

こうした状況にもかかわらず、「医療従事者の需給に関する検討会」において、医学部定員については、医師需給推計を踏まえ、2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む総定員を減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で検討が進められている。これではますます、へき地で勤務する医師を確保することができない。

また、絶対的不足を解決しない状態での偏在対策は、地域間での“医師の取り合い”になり、根本的には絶対的不足を解決する政策を、同時に実行することが必要である。

よって、国におかれては、地域における医師不足、診療科偏在の問題の解消に向け下記項目に取り組むことを強く要望する。

## 記

- 1 医師の需給推計については、新興感染症等の感染拡大時にも必要な医療が提供できる体制を確保するため、地域に必要な供給量を再検証するとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程等を明確に示し、十分説明を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、2022年度及び2023年度については暫定的に現行どおりとされたが、2024年度以降も、地域枠の設定が医師の地域偏在の改善に資する効果をより明確化し、また、改善が明確でない診療科偏在の是正策が確立するまでは、医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること。とともに、医師の絶対数確保のために、大学医学部の臨時定員増の延長・恒久化とともに、さらなる大幅定員増や医学部新設を可能にすること。
- 3 地域枠については、地域の実情に応じ、地域枠が設置できるよう、都道府県知事が必要とする数を別途要請することも可能な制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## 児童生徒用送迎バス等の安全基準制定等を求める意見書

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。また、本年9月にも静岡県で同様の事案が発生している。

児童生徒を送迎するスクールバスの運転手及び添乗員には、現状、安全研修等の義務が無い。国におかれては、こどもの安全対策を強化するための安全管理マニュアルの整備、システムの普及、送迎バスの安全装置支援など、再発防止対策の策定が求められている。また、保育所の人員不足も深刻であり、再発防止策と併せて人員配置基準引き上げなどの根本的な対策も必要である。

さらに、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車ではシートベルトの設置も免除されている状況である。

幼児自らベルトの着脱が難しいため緊急時の脱出が困難なこと、幼児の体格は年齢によって様々であり一定の座席ベルトの設定が困難であること、同乗者の着脱補助作業が発生することからシートベルトの設置が免除されているが、時代の変化とともに乗用車の後席座席ベルトの着用が義務付けられるなど安全に対する考え方もより高度になっている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

## 記

- 1 児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び添乗職員への安全研修などを義務付けること。また、送迎バスの安全装置設置に対する支援を行うこと
- 2 保育所の人員配置基準を引き上げること
- 3 幼児専用車のシートベルト設置免除について、一定の年限を設定しシートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【会派名：維新の会】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	部活動の地域移行に対する必要な 予算措置等を求める意見書	自	○	
意 2	空き家対策の強化等を求める意見 書	自	○	
意 3	スタートアップの創出・育成のため の支援の強化を求める意見書	兵	○	
意 4	教員の多忙化対策に係る国の財政 支援を求める意見書	兵	△	記2については、意見書案1と同等の内容 のため削除
意 5	靈感・霊視商法による被害防止と被 害者救済を図るための対策強化を 求める意見書	民	○	
意 6	地方財政の充実・強化を求める意見 書	民	△	趣旨を明確にするため修文
意 7	女性デジタル人材育成を強力的に推 進するための支援を求める意見書	公	○	
意 8	医師確保対策の充実を求める意見 書	公	○	
意 9	高度生殖補助医療に対する支援の 継続を求める意見書	維	—	
意 10	児童生徒用送迎バス等の安全基準 制定を求める意見書	維	—	
意 11	奨学金返済免除を求める意見書	共	×	返済の免除は、これまで返済してきた方と 不公平感があると考えため賛同できな い
意 12	中学高校も含めた少人数学級の本 格的な実施を求める意見書	共	△	趣旨に賛同できる部分もあるが、20人学 級の議論は時期尚早、中学校、高校での検 討は熟慮すべき

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## 教員の多忙化対策に係る国の財政支援を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まり、地域の教育力の低下等を背景に、教育現場における課題は一層複雑化・多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場におけるコロナ対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教員は、教科指導や教育指導等の本来の職務を遂行するために多忙を極めている。

また、教員の多忙化により、教員志望者が減少し、退職者の代替や非常勤講師が配置できないなど教員不足が深刻化しており、教員一人当たりの負担が更に大きくなるといった負の連鎖も生じている。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員が子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、**スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること下記事項についてを強く要望する。**

**記**

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。**
- 2 一部活動指導員配置等への財政措置を拡充するとともに、令和5年度から段階的に始まる休日の部活動の地域移行については、運営に要する経費に対し必要な予算措置を講じること。**

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体では、医療・福祉など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、昨今の増大・複雑化する行政需要への対応が求められている一方で、公的サービスを担う人材不足の深刻化・職員の疲弊といった問題が生じている。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症への対策、多発する大規模自然災害や原油価格・物価の高騰への対応など、緊急の対応を要する課題に直面しており、これらの抜本的解決に向けて、更なる地方財政の充実・強化が不可欠な状況となっている。

よって、国におかれては、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を強く要望する。

## 記

- 1 社会保障、感染症対策、防災・減災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、保健所体制・機能の強化、子育て支援、児童虐待対策、地域医療の確保、高齢者・障がい者福祉、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズを踏まえた体制構築への対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、持続可能な地域社会を維持・活性化させ、少子化に歯止めをかけるため、財源の確保はもとより、増額も含め検討すること。
- 4 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源の確保を図ること。
- 5 デジタル・ガバメント推進や脱炭素化をはじめとした社会構造の転換に向けては、地域の実情に即した継続的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

## 中学高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書

少人数学級への国民的な運動がひろがり、国は、2021年、40年ぶりに義務標準法に規定する学級編制の標準を改正し、段階的に、小学校6年生までの35人学級を実現に踏みだした。

しかし、小学校だけ、5年かけて実現するというだけでは、不十分である。教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキンググループ第1回合意文書では、「児童生徒と教員が接する時間を多く確保できている」「児童一人ひとりの状況を把握しやすい」「教員の負担軽減にもつながっている」「学校生活において落ち着いた生活を送れている」などと少人数学級の効果について述べている。このことは、中学、高校でも指摘されている効果である。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業のありかたを変える、学級の雰囲気落ちつき安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性がうまれるなど、教育に新しい可能性をもたらすものである。

昨年、閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、公立中学校への少人数学級の導入を検討することなどが新たに盛り込まれ、当時の文部科学大臣も、中学での少人数学級の実施に意欲を示していた。教育的効果とともに、コロナ禍における身体的距離を保つために、身体の大きな中学、高校でこそ少人数学級にすることが望まれる。は、喫緊の課題である。

以上のことから、国においては、小学校での35人学級を早期に実現するとともに、中学、高校でも早期に35人学級を実現するし、より教育的効果の高い30人、欧米の標準となる20人学級への道をひらくことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。